

電子計算機の認定申請に係る却下通知書

- 1 この通知書は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条の2第4項の規定に基づく認定に係る申請について、その却下をする場合に使用する。
- 2 「 年 月 日付」 には、この却下に係る申請書が提出された年月日を記載する。
- 3 「却下の理由」には、申請に係る電子計算機が国税庁長官の定める基準に適合しないと認められる理由を記載する。
(注)この箇所に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に上記の内容を記載する。
- 4 この通知書及び教示文は、複写により2部作成し、1部を決議書に添付し、他の1部を申請者に送付する。